

13 武道の現代化に貢献した講道館 柔道とその技術的発展

早稲田大学 富木謙治

目 次

	はじめに
第一	古い武道の本質
第二	流派武道から競技武道へ
第三	柔術の技術構成と柔道の技術構成
第四	柔道原理による古流の「わざ」の解明
第五	「乱取法」の功績と将来への技術的発展 ——第二乱取法の制定について——

はじめに

講道館柔道の創始者嘉納治五郎師範は、わが国武道史上に一大画期をもたらした偉人である。一千数百年の伝統に育くまれた武道を、近代という時点において新しい方向を与えた。

武道は、無形文化財であるから、人から人へ、身体的動作によってのみ、その正しい技術が伝えられる。武道の伝書は、これを裏づけるための補助的存在に過ぎない。伝書だけでこれを知ることは、ほとんど不可能である。そのうえ、古い武道の創始者は、それぞれの主観的信念と体験とによって流派をたて、その実力の客観的評価は「実戦の場」以外にはできなかった。そして、封建的政治事情もあって、技術の交流はなく、多くの流派が秘法として対立していた。

古い武道は、その種類が多いけれども、すべて「実戦の場」における殺傷の技術として生れた。古人は、敵との厳しい生命の対決を契機として技術の鍛錬だけでなく、内面的人間性を深く探究した。一部の達人によってではあったけれども、驚き、恐り、怒れ、憎しみなどの衝動的葛藤の世界をのり超えて、争いのない宗教的心の境地を開いた。

これらの事実は、日本武道が、その技術的精妙をほこるとともに、精神文化としても比類なきものであったことを物語る。

だが、後人がこれを理解し、体得することは、難解なことであった。まして、これを広くいっぽんの教育として生かすことはむずかしく、何人も企て及ばなかったことである。

嘉納師範は、古い武道の一種目である柔術を研究して、世界的視野と教育的見地から、人間形成の道としてこれを生かした。このことは、古い日本武道の歴史の歩みに一大転換をもたらしたことである。

古い武道には、実戦性、宗教性、遊戯性の三者が混在していた。そして、時代により、その重点が変ってきた。嘉納師範はこの三属性を否定することなく、科学的、教育的に体系づけて、広く人類のために実践道徳として提唱された。

つまり、このことは、古い武道の近代化であって、内容的には、柔術の技術面を整理改編して、「競技」として練習のできるようになし、これによって、健康の保持増進はもとより、知育、德育、美育にも資しうるようにしたのである。このことは、現代の体育目的に期待する意義と全く同じである。

師範は、古い柔術が、宗教性が強過ぎて迷信的であったり、狭い国家主義に偏していることをおそれて、これに人類普遍の道徳的指導理念を与えた。また古い柔術は、実戦性と秘法性とに固執していたので、これを科学的に解明して、体育文化として世界的に普及された。

講道館柔道が創始されてから85年、その歩みは隆々として発展して今日に至った。だが一面、あまりにも烈しい時代の推移のために、柔道に対する考え方や将来の在り方について、いろいろの課題をもつようになった。われわれは、静かに講道館柔道の本義をかえりみて、これを現代の体育学的立場から理解するとともに、さらに明日の柔道の発展をはからなければならない。

柔道の歩みは、また、剣道その他の武道の歩みと並行している。このことは、明治以後の日本武道史を見れば明かである。明治初年の柔道の近代化が、ひいて剣道、弓道などの近代化をもたらしたのである。

本小論はまず日本武道全般のことから解説して、次に講道館柔道の意義を述べ、そして、その将来の発展の方向について考察をする。

第一 古い武道の本質

今日武道といえば、剣道、柔道、弓道、その他の各種武道の総称として通用する。こうした意味は古い時代には、武芸または武術といわれていた。古い言葉に「武芸十八般」といって多くの種目がある。江戸時代に武士の教養として必習した武芸は、剣、槍、弓、馬、柔、砲の術であった。

「新撰武術流祖録」(1843年)には、武術という語で多くの種類を総称している。要するに昔は武芸または武術といい、武道といいならわしたのは明治以後のことである。

古くから武道は精神の修養であるといわれてきた理由は「実戦の場」にのぞんで「勝つ」ことのために、「わざ」を究めつくして、さらにその「わざ」を通して、平常の心構えや生活態度のだいじなことにまで、その修行をすすめたからである。だから、武道における精神修養とは「わざ」をはなれて「こころ」だけの修養はありえない。

さて、その「こころ」とは、勝負によって動搖しない「こころ」であって、その勝負は、生死につながるものであるから、死の恐怖を前にも動搖しない「こころ」をいうのである。

「わざ」は、どんなにうまくても、相対的であるから、これのみにたよれない。絶対不敗の「こころ」をえるためには、宗教的信念をえなければならない。そこで古人は、武道の修行には、何をおいても、まず「こころ」を学ばなければならぬと教えた。

「こころ」の問題になると、昔から名人、達人は、それぞれの体験によって主観的概念を述べたので、その「こころ」についての表現がまちまちであった。

古い武道の伝書によれば、「不動心」や「無住心」「空の心」などという仏教的表现が多く、また、とくに柔術の古文書の中には「気」「和」「柔」「陰陽」などの儒教的表現が多い。このように、日本武道は、殺伐闘争の「わざ」から出発して、勝負の世界を超越しようとする「こころ」の探究が、ついに仏教の生死觀や儒教の大自然融合の道へすすんだのである。

武道の本質は、前述のように「実戦の場」にのぞんでの「こころ」までもふくめたものであったが、これを「わざ」の上から分析してみると、

1. 武道の基本は、正しい「姿勢」とその「体さばき」とにある。

相手から無限定の攻撃をうけて、これに備えるためには、立ったときの「正立」、坐ったときの

「正坐」である。柔道の「自然体」、剣道の「無構」がこれである。

「正立」や「正坐」は、人間の正しい生活態度を教えた礼法の基本にも通ずる。「礼は乃ち備えなり（「武教全書講録」吉田松陰）といって、古来武道修行にあたってやかましかった理由である。

この正しい「姿勢」を前提として、はじめて、相手からの打、突、蹴、その他の武器による攻撃にも処して、「体さばき」が可能である。この軽妙自在の運用が、「目付」「間合」「柔の理」「崩しの理」などの術理として展開される。

2. 武道の「わざ」の性格は危険なものである。

「姿勢」と「体さばき」によって相手の攻撃をかわしたならば、次にその相手を制御するために、積極的手段に出る。この手段方法が各種の武術に分類される。これを大別すれば、

- A 各種の武器を使用して攻撃するもの 剣術、槍術、薙刀術、棒術、その他
- B 徒手によって攻撃するもの
 - a 離れて打つ、突く、蹴る。
 - b 組んで投げ、抑え、絞め、挫く。

武器を使用するものは、いわゆる一撃必殺の「わざ」としてこれを磨く。徒手による攻撃方法も、打、突、蹴の目的は武器と同じく一撃必殺の目的をもつ。また、投げ、抑え、絞め、極めなどの「わざ」は、必ずしも殺傷を目的としない。いわゆる「暴力のみを制御して、その生命を傷めない」（楊心流覚語の巻）という意味のものではあるけれども、これとても、その使い方では危険がある。

要するに、武道の「わざ」の性格は、人命に対して殺傷力ある危険なものであった。

のみならず、古い各種の武術は、これらのいろいろの「わざ」が無限定に混在していた。剣術でも徒手の「わざ」を修行した。柔術は、もともと総合武術的性格をもっていたから、徒手をたてまえとしながらも、剣、槍、棒などの「わざ」を必習した（渋川流柔術大成録）。

第二 流派武道から競技武道へ

さて、このような武術の「わざ」——危険かつ無限定——をどうして練習するか、ということが昔から問題になっていた。幸いにも古人は、その苦心の成果を「形」としてのこしてくれた。これを反復練習しておぼえられる。「形」は古人が実戦場で、生命を賭して悟りえた技法や心法の集積である。「わざ」を正しくおぼえるためには、必須のものである。

だが、「形」の練習は、双方または一方の自由意志活動を制限して行なわれるものであるから、これのみで練習が完結するものでない。武道の「わざ」の修行のむずかしさは、双方の自由意志活動で「わざ」を競い、心を練り、攻防変化の理を究めなければならないからである。だから、「形」の練習は、必然的にその「わざ」の生きたはたらきを自得するための応用の場がなければならない。

戦国時代には、その応用の場としての「実戦の場」があった。だが、江戸時代の平和を迎えてからは、その応用実験の場を失った。

「形」のみに終始する練習法は、ややもすれば、理に走り、かたちに溺れて、客観的の「力」を失うので独善に陥る。これを当時華法剣法といってさげすまれた。そこでこれを是正するために柳生流の袋じない（本識三問答）や直新影流の長沼四郎左衛門（正徳年間）、一刀流の中西忠蔵（宝暦年間）らによって、竹刀剣術の練習法が発明されて「わざ」が大いに進んだ。これが今日の競技剣道の滥觴である。

柔術の方は、「わざ」の内容が複雑であるから、双方が自由意志行動で練習する方法、すなわち「乱取練習」法の発明がおくれていた。明治に入って講道館柔道によって始めて、投技と固技の乱取練習法が行なわれた。

だが、これらの新しい練習法が始まられても、長い間「実戦の場」での修行という考え方からぬけきらず、また競技化の方法が不完全であったので、武道の練習は危険なものとされていた。

古い武道は、その「実戦の場」にのぞむ態度として、当然に「死」に処する態度を要求されたので、その「わざ」は絶対不敗の信仰的「わざ」としてあつかわれた。そして、自分の生命を護る武道から、自分の属するグループを護るためのものとなり、イデオロギーを等しくするもの間にだけ教えられた。これを秘法として伝承し他に教えることを厳禁した。このことは古い武道の多くの伝書によって知ることができる。このような事情が多くの流派を生み、家元制を発展させたのである。

以上武道の発達の過程をみると、信仰武道、秘法武道、流派武道には、それぞれの歴史的意義があったけれども、それにともなう排他性、独善性、迷信性があった。したがって、近代思想や社会的事情に適合しないものがあった。

そもそも「武」という字の語源は、「才を止める」ということで、社会の「和」を実現するために、実力的威圧をもって邪悪を鎮めることである。すなわち、一殺多生の活人剣をふるうことである。だが、今日では、武道をもって優れた体育文化として公表し、その愛好者を世界に求める。武道は民族を超え、国境を超え、武道によって世界の人々の心を結ぶ役割をはたすのである。

そこで、古い武道から新しい武道に発展するためには、どんな点がだいじであろうか。

次の諸点をあげることができる。

1. これまでの偏狭なイデオロギーを改めて世界の人類を指導することのできる高遠な道徳的理念をかかげること。
2. 各種の武道間の位置づけを明かにして、それぞれのもつ技術的長所を生かして、技術的混乱をなくすること。
3. 各種のもつ技術性を科学的に解明することによって、合理的教育的練習体系を整えること。

日本には、古流の武道がたいへんに多い。記録によれば、剣術が最も多く718流、柔術179流、槍術148流などである（「体育史資料」今村嘉雄）。だから、現代でも多くのものがのこされている。その「わざ」の内容や様式が、近代的に整理されないままで普及されるときには、無用の重複摩擦をまぬかれない。

講道館柔道は、その創設にあたり、各流の長をとりそれを近代的練習体系にまとめたものである。つまり、「実戦の場」を「競技の場」にうつして、その実力を客観化して、自己反省し、自己を向上させる。また勝負によって動搖する「こころ」の修養を現代の教育の場に生かしたものである。このことは古い武道の近代化に先駆をなしたものである。

第三 柔術の技術構成と柔道の技術構成

古流柔術は、どの流派でも、そのたてまえは、不時の外敵から自分を護るために護身術であった。したがって、日常生活における心構えや姿勢の在り方にまで探究がすすめられた。これを嘉納師範は、各流柔術に通ずる基本的構えとして「自然本体」を帰納した。そして、そのはたらきとしての「自然体の運用」ということを説いた。また、柔術を定義して「徒手をたてまえとする攻撃防衛の技術であるが、徒手の相手に対するばかりでなく、相手の剣、槍、棒などにも対する。ときには、自分もそれらの武器を使用することがある」といった。

護身術はその時代の生活環境にもよるけれども、本来のかたちとして総合武術的性格をもつものである。したがって、前述のように、徒手対徒手の「わざ」ばかりでなく、徒手対武器の「わざ」も必要である。相手の武器に応じるために、自分も剣槍の術理に通じていることが必要であった。

いま、詳しく柔術の発達史を述べる紙面をもたないが、名称はともかくとして 実質的に徒手格

闘としての柔術の濫觴は、すこぶる古く、角力との区別が困難である。ことに鎌倉時代以後の武家角力は、武士が戦場で行なう徒手格闘の基本として奨励される。柔術と角力とが割然と区別されるようになったのは、室町時代の末期に角力の土俵が発明されてからである。

わが国では、古い時代から戦場における最後の決は「組打ち」にあった。これが全軍の勝負をも左右した。定説として、古流柔術のうちで最古のものは、1532年の竹内流である。これを「小具足」と称し、また「腰廻り」ともいった。その他古流には同じ柔術の範疇に入れてさしつかえないものに「捕手」「捕縛」「和」「和術」「十手術」「柔」「体術」「拳法」などがある。

中世の戦場「組打ち」は鎧を着ているので、捨じ伏せ、とり抑えることを主目的としたもので、打、突、蹴の「わざ」はあまり用をなさなかった。だが、江戸時代の平和を迎えて、軽装となり、明との交流によって大陸から「拳法」も輸入された。ことに当時の佩刀生活は、徒手によって武器を制御するための「体さばき」や「手さばき」、さらに「関節技」の如きに、長足の進歩をもたらして、柔術の「わざ」を多角的豊富ならしめた。このことは、今日にのこる古流柔術の文献や図解、「形」などによって証せられる。

また、当時の柔術家は、たとえば、良移心当流の柔術家が柳生流の剣術家に師事したように、すんで剣法や居合術を学んだらしく、柔術の「わざ」の内容に大いに影響した。

以上の史実によって、われわれは、次のことが結論される。

古流柔術は、流派のちがいによって、それぞれの「わざ」の特色があったとしても、すべて護身術としての技術構成をなしていた。

1. いろいろの攻撃防禦に処するために雑多の「わざ」が混淆しておった。

2. その雑多の「わざ」が、流祖の体験と「場」の想定によって主観的に構成されていた。

したがって、流派柔術は多くの分派を生み、その練習にあたっては、制定された「形」を反復練習するだけであって、これを現代の競技柔道のように、お互も自由意志活動によって、力の限りをつくして「技を競う」ということはできなかった、「技を競う」ということは、実戦を意味し、いづれかが傷つくことであった。

流派柔術の多くのものは、その「わざ」が護身術的構成をもっていたので、その形式や練習の方法は、坐ったとき、立ったとき、後から左右から、または、短刀や刀槍棒、さらにまた、多敵に対する「わざ」などを、「形」として反復練習するようになっていた。このことは、剣術でいえば、あたかも居合術のような技術構成をもっていたことである。

ところが、これらの流派柔術から競技柔道へすすめるためには、それらの複雑混淆している「わざ」を分析整理して、これを類型化して改編しなければならない。

剣道では、その技術内容が、刀の「わざ」というワクの中であるので、この改編が割合に簡単である。つまり、竹刀と防具の発明によって、「技を競う」ことができた。そこで江戸の中期には、すでに竹刀剣道が行なわれた。だが、柔術の「わざ」は複雑多岐であるから容易でなかった。明治初年に嘉納師範によって初めて企てられた。

居合術の刀法や「形」だけで、剣理を究め剣技に達するということはむずかしい。竹刀剣道の厳しい鍛錬が必要である。これと同様に、流派柔術の「形」の練習だけでは「わざ」の練習が十分であるとはいいがたく、どうしても「乱取」の練習が必要である。これを実証するものは、明治18年(1885)に警視庁で行なわれた講道館対戸塚楊心流の試合であった。これは講道館の近代的「乱取」の練習法が古流の形の練習法に勝利をえたことを意味する。

「乱取」の練習法の特色は、お互に自由意志活動で、積極的に「わざ」を發揮する点にある。つまり、術理の上でいえば、「先」および「先々の先」の練習が可能である。ところが、護身術的「わ

ざ」の練習法では、「わざ」そのものの種類や変化が多いようでも、受動的練習であって、ややもすれば消極的低調に墮する。つまり「後の先」の練習だからである。

武道精神として、その教育的意義を強調するならば、主動的積極的精神の体得がだいじであって、そのためには「先」の術理を体得しないでは意味をなさない。だから武道教育においては、「わざ」そのものの修練を第一義とすべきもので、いたずらに、多くの「わざ」の数を習得することに偏してはならない。

要するに、現代の教育的見地にたつならば、近代的技術構成をもっている競技柔道を第一義として、古い護身術的技術構成をもつ流派柔術を第二義とすべきものである。

第四 柔道原理による古流の「わざ」の解明

講道館柔道の教育理念は「精力善用、自他共栄」である。これを敷衍した講道館文化会の綱領(1922年)によれば、

1. 精力最善活用は自己完成の要訣なり。
2. 自己完成は他の完成を助くることによって成就す。
3. 自己完成は人類共栄の基なり。

とある。これは、さきに述べたように、流派武道の指導理念が多くは、流祖の主観的体験的信念であって、なかには、偏狭なイデオロギーを強調したものもあった。だが、これを哲学的道徳的理念に帰納して、伝統武道の精神を世界的視野に立って近代化したものである。

「精力善用」の理念は、古い柔術の「わざ」の体験から帰納されたものである。また「自他共栄」の理念は、お互の人格を敬い、心と心とのふれ会う練習を通して体得されたものである。古い柔術では、他を抹殺して、己の生命の存続を完うするために、いわば「実戦の場」のためにということに固執していた。ところが、これを大きく転換して、お互の成長と発達による自己完成のためのものとした。したがって、古い柔術時代の試合の意義と今日の柔道の試合の意義とでは、大いに似て非なるものがある。

嘉納師範は、天神真楊流、起倒流、その他の古流柔術各種の「わざ」から、その術理を帰納して、柔道原理を説いた。すなわち、「自然体の理」「柔の理」「崩しの理」である。

逆にまた、これらの柔道原理によって、あらゆる古流の「わざ」を理解することができるることを強調した。剣や槍の「わざ」さえも柔道原理によって解明することができるといった。かつて師範は柔道原理によって剣を使えば剣道であることを説いて、無理解な人々の誤解をかったことがある。

さて、柔道原理によって古流の「わざ」を理解するならば、およそ次のようになる。

(1) 「自然体の理」

攻撃防禦の一切の変化やはたらきをうちに藏しながら、静かに立った姿勢である。つまり、無限の動きをうちに学んで、しかも、表現的には静かに立った姿勢である。

「自然体」のはたらきとして、具体的の動作や「わざ」について考察するならば、防禦のためのはたらきと攻撃のためのはたらきとに分けられる。「柔の理」は主として防禦にたったときの術理で、「崩しの理」は、攻撃に転じたときの術理の基本である。「自然体」とはこの両者をはたらきとして中にもった本源の姿勢である。

(2) 「柔の理」

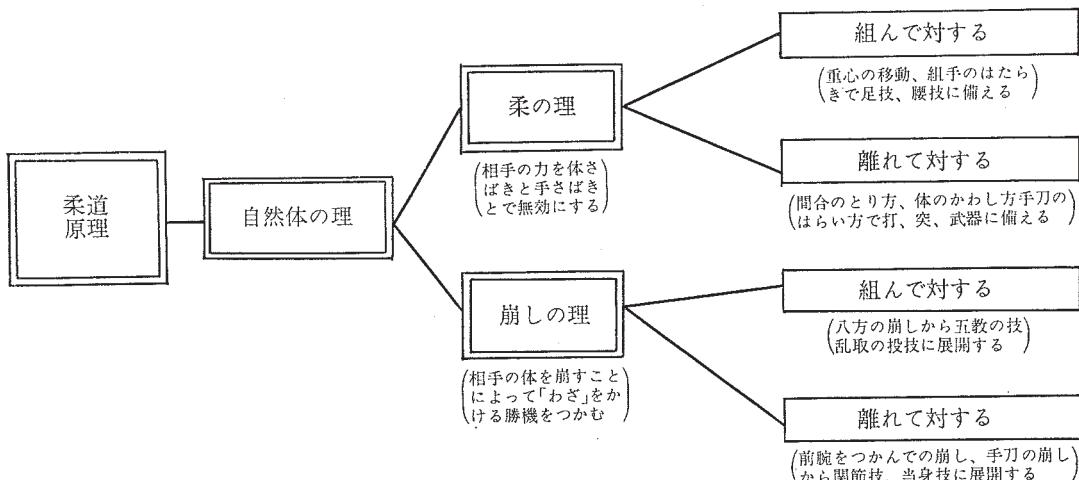
相手の攻撃力を抵抗しないで、これに隨順しながらその攻撃力を無効にすることである。つまり、相手の力の方向と早さを予知して、これに隨順しながら、自分の体をさばき、その機微の間に、勝機をつかもうとする。「押さば引け、引かば押せ」などの訓元がこの理を示す。「柔の理」

が応用される場合について、相手の攻撃する「わざ」に即して分類するならば次の2つに大別される。

1. お互に接近して、襟や袖を組んだ場合、または四つとり組んで、足や腰をつかって投げ、抑え、絞めなどの攻撃動作にうつろうとするとき。
2. お互に離れて相対した場合で、さらに2つの場合に分れる。
 - a 相手が打、突、蹴などで攻撃の態勢を示すとき。
 - b 相手が短刀、刀、槍、棒などの武器で攻撃の態勢を示すとき。

相手の攻撃力を無効にするための「柔の理」の理想は、相手から一指を触れさせないように位置することで、これを「間合」といい、剣道で重視した。しかし、これは柔術にも通ずる原理である。「間合」とは相手と自分との距離と位置との関係で「間合」の巧拙が勝負を決定する鍵である。

「間合」によって相手の力を無効にする方法は、第一には、体の前後左右への移動によって相手の



力点をそらすことであり、第二には、手や腕のはたらきによって、その力点を流したり払ったり、封じたりすることである。

前者を「体さばき」といい、後者を「手さばき」という。「体さばき」と「手さばき」とによって柔の理を具体化する。

(3) 「崩しの理」

立っている人間は、前後左右、およびその中間の方向に体が崩れる。とくに両足をふみしめている前後の方向に崩れやすい。体が崩れて重心の安定を失った瞬間には、手や足の攻撃力が無になる。そしてその瞬間には、かえって相手の「わざ」にかかり易い状態にある。だから、投技はもちろん、絞技、関節技、当身技、さらに、剣、槍による「わざ」でさえも、すべて相手の体の崩れた瞬間を勝機として攻撃に出るのである。古流の優れた「形」を観察すれば、この勝機を起点として、「わざ」の手順が組み立てられている。

すべての武術においてどちらが早く相手を崩して、勝機をつかみ、主導権を握るかによって、その勝負が決るのである。つまり、勝負は「崩し」の巧拙によって決定される。

さて、「崩しの理」を具体的に「わざ」のうえに応用するにあたっては、「わざ」の種類や性質によって、その方法が異なる。これを大別すれば二つになる。

1. お互に接近して、相手の襟と袖とに組みついた場合。

このようなかたちでは、「投技」のための「崩し」であって、八方の崩し方によって、それぞ

れ「わざ」が展開される。「投技」は講道館柔道の中心的「わざ」であって、「五教の技」40本が制定されて、乱取、試合によって十分に練習されている。

2. お互に離れて相手の打・突・蹴や武器の攻撃を警戒しながら相対した場合。

さらにこれが二つに分けられる。

a 相手の手首または前腕をつかむことによって、とくにそのつかんだ腕を捻ることによって相手の姿勢を「崩す」場合、

b 相手のからだ、とくに顔面に力を加えることによって相手の姿勢を「崩す」場合。

aの場合の「崩し」は「関節技」の勝機につながり、bの場合の「崩し」は「当身技」の勝機につながる。そして、この場合の「関節技」と「当身技」とは、「わざ」の発生的歴史的効用からみれば、徒手によって相手の打、突、蹴や短刀、剣、槍などを制禦するための方法として威力がある。

以上柔道原理によって古流の「わざ」を分析するのであるが、これを表解して理解の助けとしたい。

第五 「乱取法」の功績と将来への技術的発展 一第二乱取法の制定について一

講道館創立以来86年、柔道の世界的普及発展は、まことにめざましいものがある。その発展の因がどこにあるだろうか。また古流柔術と異なる講道館柔道の特質は何であるか。これに対する答は簡単である。古流の「わざ」は「形」の練習に終始していたが、講道館柔道では、「乱取」中心の練習法を制定したのである。まことに講道館柔道の功績は、「乱取法」にあるというも過言でない。

嘉納師範は講道館創始にあたって、柔道の目的を、修心法（知徳の修養と柔道原理の実生活への応用）、鍊体法（体育）、勝負法（武術）の三つにおいた。古流柔術は勝負にのみ重点をおいて鍊体法を無視したために当時柔術の練習は危険なもの非科学的なものとして時代にとりのこされていた。ところが、この二つを兼ね行なうものとして「乱取法」をはじめたのである。嘉納師範は次のように述べている。

「講道館柔道においては、勝負と鍊体とは同時に修め得られる方法を取ったのである。その訳は、勝負の修行をする場合にも怪我を避けることが必要であり、同時に兼ねて身体を強健にすることは頗はしい。また鍊体として修行する場合にも、体操の如き意味のない運動は厭き易く、精神が籠り難いが、平行して攻撃防禦の練習が出来れば、面白くもあり、有益でもある。そういう訳で出来るだけ両者を兼ねるように仕組んだのである。」（「新日本史」柔道の部）

このように古い柔術の武術的技術性をよく生かしながら、しかもその危険をなくした体育的練習法が「乱取法」である。ことに柔道が今日他の各種の競技（スポーツ）と並んで、世界的に流行し、かつ現代体育の教材としても、教育的価値の高い評価をえている理由がある。だが、その後、柔道の発展の過程において「乱取法」の変遷があり、これに対する反省が求められてきた。

このことについて、桜庭武教授は、その著「柔道史考」（1935年）の中で次のように述べている。

「しかしながら、この仕方そのものの中にやがてその稽古方法を変化せしむるべき要素があった。一は危険を除いたというその事である。二は攻防休みなき進退動作は、動かざること林の如く、侵略すること火の如しという兵法の至言に照して、単にここに止まるときは、勝負の機と云ふ上から、備はらざるものがある。三は固技を重じなかったこと、この三つが錯綜して、講道館最初の稽古法に変化を來した。」

そして、柔道が歩合稽古において、本来の性格であった軽妙自在の変化性を失ったことを指摘している。最後に次の言をもって結んでいる。

「かくしてその結果は、真剣実用とやや隔つるに至ったので、今日一方にその点のみ重きを置く柔術が起つて来た。これは近年のことである。けれども考えてみれば、それらの柔術の技は柔道

に於て危険なりとして捨てたものである。柔道にてはその技を除きながら、なお真剣実用（体育としても勿論）効果をあぐるため、一種の稽古方法をとったのであるが、それが創始者の意図と反した方向に走ったため、最初捨てたものが一面に振って来たのである。……中略……されば講道館柔道の修行者はここに心をいたし、嘉納先生創始当時の理論を反省すると同時に、柔道においては、たしかに真剣実用ということが、技術的方面に於て要求されるものあるを考へ、今後稽古法を定めて行わなければならぬ。さうしたならば、柔道はすべての体育法の基本、すべての身体操練法の基本となると同時に、一種の有効なる武術として世に栄えるであらう。」

以上の桜庭教授の「乱取法」に関する所論は、なお今日においても生きている言葉である。この課題に答える方法は二つある。

1. 現行「乱取法」の中で「わざ」の内容、およびそのワク組みとしてのルールの研究をする。
2. 危険なりとして捨てた「わざ」について、新しい「乱取法」を制定する。

柔道の将来への発展のために、前者の研究がだいじであることはいうまでもない。だが、後者の研究をもおこたってはならない。危険な「わざ」として、たとえば当身技や関節技（手首技を含む）を現行の「乱取法」から除いたのであるが、これを方法化して、その技術的優秀性を体育的に生かすことが講道館柔道の使命である。当身技や関節技は、その技術の発達過程、性格、効用からみて、別個の「乱取法」を要する。このことについては稿をあらためて論じてみたい。

本論は講道館柔道の本義にしたがい、将来への発展のために、当身技と関節技の「第二乱取法」の制定について提案し、これによって、柔道のもつ技術面の課題が解決されるものであることを述べた。この「乱取法」の位置づけについて表解すれば次のようである。

